

## 1. 植民地機構としての連盟 少数者保護・委任統治

国際連盟規約に少数者保護に関する規則を組み込む試みは成功しなかったが、個別の文書において少数者保護が試みられた<sup>1</sup>。

- 第一次大戦後新独立国・領土拡大国と the Principal Allied and Associated States との条約
  - ポーランド・チェコスロヴァキア・セルビア＝クロアチア＝スロヴェニア・ルーマニア・ギリシャ
- 敗戦国と the Principal Allied and Associated States との平和条約
  - オーストリア・ブルガリア・ハンガリー・トルコ
- 国際連盟加盟に際して署名された宣言
  - アルバニア・リトアニア・ラトヴィア・エストニア・イラク

なぜ、これらの国に限定されたのだろうか。The Principal Allied and Associated States の中にも少数者は存在していたが、これら戦勝国には少数者保護義務は課せられていない<sup>2</sup>。その理由は？

ポーランドとの条約がこれら全てのモデルになっていると言われていたので、[ポーランドとの条約](#)を見て、その概要を把握しておいていただきたい。

- 少数者保護義務の実体的内容 2 条～11 条
- 履行に関する国際的手続 12 条

12 条 2 段に定められている理事会への請願は数多くなされ、一定の成果を上げたとして理解されている。

国際連盟規約は、22 条において委任統治制度を設立している<sup>3</sup>。同条を熟読の上、次の間につき考えてきていただきたい。

- 委任統治は植民地とどのように異なるのか。
- 委任統治を行う国に課される義務はどのようなものか。
- 委任統治領は、委任統治を行う国の領域なのか、他のいずれかの国あるいは何者

<sup>1</sup> 詳しくは、西平等「連盟期少数民族保護条約の性格」『「マイノリティ」という視角 (下)』(関西大学マイノリティ研究センター、2011 年) 97 頁、篠原初枝「国際連盟と少数民族問題」アジア太平洋討究 24 号 (2015 年) 71 頁。

<sup>2</sup> 日本では、ヴェルサイユ平和会議において、平和条約に「人種平等条項」を加えるとの日本の提案が退けられたことがよく指摘される。大沼保昭「遥かなる人種平等の理想——国際連盟規約への人種平等条項提案と日本の国際法観」大沼保昭(編)『国際法、国際連合と日本』(弘文堂、1987 年) 427 頁。しかし、国内に少数者を多く抱える日本——既に樺太・台湾・朝鮮は日本の領土となっていた——が、少数者保護条項を平和条約に組み込む提案には極めて消極的であったことも併せて理解しておく必要がある。

<sup>3</sup> 詳しくは、田岡良一『委任統治の本質』(有斐閣、1941 年)、五十嵐元道「国際信託統治の歴史的起源 (一)～(三・完)」北大法学論集 59 巻 8 号 (2009 年) 295 頁、60 巻 1 号 (2009 年) 111 頁、2 号 (2009 年) 193 頁。

かの領域なのか。

- なぜこのような制度が導入されたのか。
- 日本は南洋群島に委任統治を行っていた<sup>4</sup>。国際連盟から脱退したことにより、日本は委任統治を行う国としての資格を失ったか<sup>5</sup>。

## 2. 社会協力機構としての連盟 経済協力・保健衛生協力<sup>6</sup>

連盟規約には、経済問題については 23 条 e の規定があるのみである。この規定を根拠に、以下のような会議が開かれた。

- 1927 年 [ジュネーヴ世界経済会議\(World Economic Conference\)](#)<sup>7</sup>
  - 総会での一般討議 現状認識の共有
- 多数の勧告の採択
  - [輸出入の禁止・制限の撤廃に関する条約](#)
- 1933 年 [ロンドン世界通貨経済会議](#)<sup>8</sup>
  - 通貨安定協定締結が試みられるも、米の拒否で決裂

連盟の経済政策については、「どこまで国際経済に介入や規制が必要なのか、また可能なのかについて、国際連盟は答えを出すことはできなかった」<sup>9</sup>との評価がある。国際連盟の構造・権限の観点から見た場合、連盟のどこに問題があったのだろうか。

他方、「世界の多数の政府代表がジュネーヴに常駐し、大臣など政府のトップが理事会、総会あるいは各種委員会などで定期的にそして頻繁に会合すること自体が画期的なことであった。これは第一次大戦前の一九世紀型の国際政治では考えられないことであった。このような会合を通じて各国は不必要な摩擦や誤解を避けて実現可能な外交政策を形成し、他の国々の情報により国内政策についても改善を図ることができたのである」<sup>10</sup>との評価もある。経済問題に関して、連盟は、会議体制とどのように異なるのだろうか。

---

<sup>4</sup> 浅野豊美 (編) 『南洋群島と帝国・国際秩序』 (慈学社、2007 年)、等松春男 『日本帝国と委任統治』 (名古屋大学出版会、2011 年)。

<sup>5</sup> 日本の主張については、[「帝国ノ国際聯盟脱退後ノ南洋委任統治ノ帰趨ニ関スル帝国政府ノ方針ヲ決定ス」](#) 公文類聚・第五十七編・昭和八年・第十五ノ二卷・外事。

<sup>6</sup> 保健衛生協力については講義では扱わない。参照、安田佳代 『国際政治の中の国際保健事業』 (ミネルヴァ書房、2014 年) 238 頁。

<sup>7</sup> 上田貞次郎ほか 『国際経済会議と其問題』 (同文館、1927 年)

<sup>8</sup> 国際聯盟事務局東京支局編 『通貨経済会議報告』 (新日本社、1934 年)

<sup>9</sup> 篠原初枝 『国際連盟』 (中央公論新社、2010 年)

<sup>10</sup> 藤瀬浩司・李修二 「国際連盟と経済金融問題」 藤瀬浩司 (編) 『世界大不況と国際連盟』 (名古屋大学出版会、1994 年) 1-2 頁。